大阪みなみ医療福祉生活協同組合

ケアプランセンターきずな　をご利用される方へ

重　要　事　項　説　明　書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えておられる居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくお問い合わせください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省３８号）」第４条の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

１、居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	大阪みなみ医療福祉生活協同組合
代表者氏名	理事長　中村　三千人
所　在　地 （連絡先）	〒５９９－８１２４ 堺市東区南野田１２７ 大阪みなみ医療福祉生活協同組合 電　話：０７２－２３６－３２１７ ＦＡＸ：０７２－２３６－３９９９

２、ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業者について

（１）事業所の所在地等

事業所名称	大阪みなみ医療福祉生活協同組合　ケアプランセンターきずな
介護保険 指定事業者番号	羽曳野市指定 ２７７３８００３８４
事業所所在地	〒５８３－０８８５ 大阪府羽曳野市南恵我之荘４－５－１
連絡先 相談担当者名	電　話：０７２－９３９－１８５０ ＦＡＸ：０７２－９３９－１８０８ 相談担当者：川崎　貴庸美
事業所の通常の 事業実施地域	大阪府羽曳野市

（２）事業の目的及び運営方針

事業の目的	この事業は、高齢者が要介護（要支援）状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。
運営方針	①　事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものとします。 ②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 ③　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。 ④　事業にあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援支援センター他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。 ⑤　前４項のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）」に定める内容を尊守し、事業を実施するものとします。

（３）事業者窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日、年末年始（１２月３０日から１月４日まで）は休業となります。
営業時間	午前９時から午後５時まで

（４）事業所の職員体制

事業所の管理者	職名：主任介護支援専門員 氏名：川崎　貴庸美	
職　　種	職務内容	人　員　数
主任介護支援専門員	居宅サービス計画の作成等、居宅介護支援業務	常　勤　　１名
介護支援専門員		常勤専任　　１名 非常勤専任　１名

但し、業務の状況により介護支援専門員の人数が変る場合があります。

３、居宅介護支援の内容、利用料について

<table>
<tr><th>居宅介護支援
の内容</th><th>提供方法</th><th>介護保険
適用有無</th><th>１ヶ月あた
りの料金</th><th>利用料（介護保険
適用の場合）</th></tr>
<tr><td>①居宅サービス計画
の作成</td><td>サービス計画の作成にあたっては、利用者の立場を理解し同意を得ながら、利用者の利益を守る立場で公正に行うものとします。</td><td rowspan="8">左の①～⑧の内容は、居宅介護支援の一連業務として保険の対象となるものです。</td><td rowspan="8">介護区分

要介護１～２
12,504 円

要介護３～５
15,890 円</td><td rowspan="8">介護保険適用となる場合は利用料を支払う必要がありません。全額、介護保険より負担されます。

※保険料の滞納等がある場合、料金を請求することがあります。</td></tr>
<tr><td>②居宅サービス事業者
との連絡調整</td><td>利用者の実情に見合ったサービスの提供になるよう連絡調整を密にはかります。</td></tr>
<tr><td>③サービス実施状況の
把握</td><td>居宅サービス計画作成後も継続的にサービス事業者との連絡を取ります。</td></tr>
<tr><td>④利用者状況の把握</td><td>居宅サービス計画作成後も継続して利用者および、その家族との連絡を取ります。</td></tr>
<tr><td>⑤給付管理</td><td>居宅サービス計画作成後その内容に基づいて毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。</td></tr>
<tr><td>⑥要介護（支援）
認定申請に対する
協力、援助</td><td>利用者の要望に応じて、積極的に要介護認定の更新申請をお手伝いします。</td></tr>
<tr><td>⑦相談業務</td><td>居宅サービス以外の医療・福祉分野等の相談に応じます。</td></tr>
</table>

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	１ヶ月あたりの料金	利用料（介護保険適用の場合）
⑧利用者状況に応じた支援	厚生労働大臣の定める基準に基づいて算定される。	左の①～⑧の内容は、居宅介護支援の一連業務として保険の対象となるものです。	初回加算 3,126 円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,605 円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,084 円 退院退所加算Ⅰ（イ）4,689 円 退院退所加算Ⅰ（ロ）6,252 円 退院退所加算Ⅱ（イ）6,252 円 退院退所加算Ⅱ（ロ）7,815 円 退院退所加算Ⅲ 9,378 円 通院時情報連携加算 521 円	介護保険適用となる場合は利用料を支払う必要がありません。全額、介護保険より負担されます。 ※保険料の滞納等がある場合、料金を請求することがあります。

４、利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握の為、利用者居宅に訪問する頻度の目安	利用者の要介護（支援）認定有効期間中 最低１ヶ月に１回。

ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

５、居宅介護支援の提供にあたって

（１）居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。
被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

（２）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう必要な援助を行うものとします。

（３）介護サービス事業所の選択については利用者家族の意向を確認した上で公正中立に行うものとし複数の事業所の提案をし相談の上決めるようにします。選定理由についても十分説明し同意を得た上で居宅介護計画を立案します。また訪問介護　通所介護　地域密着通所介護　福祉用具貸与については居宅介護計画に位置づけた割合を６か月毎に集計したものを開始時及び利用者家族から希望があった場合に提示します。

６、虐待の防止について

事業者は利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　川崎　貴庸美

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）苦情解決体制を整備しています。

（４）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（５）虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ります。

（６）原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者もしくは家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

（ア）　緊急性‥‥‥直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

（イ）　非代替性‥‥身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

（ウ）　一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

７、秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

８、事故発生時の対応について

①発生時について	指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
②損害賠償について	指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
③再発防止について	事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

9. 業務継続計画について

①計画策定について	感染や災害時において利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に提供する為　及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し計画に従い必要な措置を講じます。
②研修訓練について	従業者に対し業務改善計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
③計画見直しについて	定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

１０，ハラスメントへの対応

① ハラスメントへの対応	適切な居宅介護支援の提供を行うため　介護支援専門員等に対するに対するハラスメント行為（性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって必要かつ相当な範囲を超えたもの及び利用者及びその家族からの要求についてその内容が著しく妥当性を欠き、またその要求への対応手段が社会通念上不相当なものであって、当該対応手段によって介護支援専門員等の就業環境が害されるもの）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。
②禁止行為	①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）　②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）　③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な いやがらせ行為）
② 契約解除について	上記の禁止行為に該当した場合、事業所は利用者に対して理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

１１、介護支援業務に関する相談、苦情について

事業者の窓口	担当部署：ケアプランセンターきずな　管理者 川崎　貴庸美 所 在 地：大阪府羽曳野市南恵我之荘４－５－１ 電話番号：072-939-1850　FAX 番号：072-939-1808 受付時間：午前９時から午後５時まで（月～金曜日） 但し、祝日、年末年始（12 月 30 日～1 月 4 日まで）休業
市町村の窓口	担当部署：羽曳野市役所　保健福祉部　保険健康室　高年介護課 所 在 地：大阪府羽曳野市誉田４丁目１－１ 電話番号：072-958-1111 受付時間：午前９時から午後５時３０分まで（月～金曜日）
公的団体窓口	担当部署：大阪府国民健康保険団体連合会　介護保険室　介護保険課 所 在 地：大阪市中央区常盤町１丁３番８号中央大通ＦＮビル内 電話番号：06-6949-5418 受付時間：午前９時から午後５時まで（月～金曜日）

１０、重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

上記内容について、「指定居宅介護等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）」第４条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業所	所 在 地	大阪府羽曳野市南恵我之荘４－５－１
	法 人 名	大阪みなみ医療福祉生活協同組合
	代表者名	理事長　中村　三千人
	事業者名	大阪みなみ医療福祉生活協同組合　ケアプランセンターきずな　　印
	説明者氏名	印

上記の内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住　所			
	氏　名	印		
代筆者	氏　名	印	続　柄	
	理　由			

代理人	住　所			
	氏　名	印	続　柄	
	理　由			